

今後の廃棄物処理制度のあり方について（骨子）（案）

※災害廃棄物に関する箇所のみ抜粋

令和 7 年 10 月 8 日

I. はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）については、累次の改正を重ねることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に取り組んできた。その一方で、資源循環や災害対策、環境保全上の観点から喫緊に対応すべき課題が多数顕在化してきている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号）附則第 2 項においては、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）附則第 5 条において、「政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ、令和 7 年を以て施行から 5 年を迎えることに鑑み、対応を検討すべき時期が到来している。

このような状況を踏まえ、①廃棄物又は有害使用済機器に該当せず、不適正な処理により生活環境に支障が生じる可能性のある雑品スクラップや使用済鉛蓄電池等、②処理期限の到来を踏まえ現行制度の見直しが必要となっている PCB 廃棄物、③頻発する大規模災害により処理体制の充実・強化が求められる災害廃棄物等について、廃棄物処理法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 63 号）、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）に関し、以下の通り必要な対応を講じることが必要である。

II. 背景

平成 29 年 2 月に、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において報告書が取りまとめられ、中央環境審議会循環型社会部会における審議を経て、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（平成 29 年 2 月 14 日）」として環境大臣に意見具申がなされた。その後、当該意見具申を踏まえ、同年の廃棄物処理法の改正をはじめとする諸措置が取られた。

平成 29 年の廃棄物処理法の一部を改正する法律の成立後、同年 11 月に開催された第 9 回廃棄物処理制度専門委員会において、報告書への対応状況について整理が行われた。加えて、同法の附則において、同法の施行後 5 年の経過後（令和 7 年）に、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、有害使用済機器保管等届出制度をはじめとする規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。これらを踏まえ、令和 6 年 10 月より「ヤード環境対策検討会」を開催し、現下の状況を踏まえた環境対策のあり方を議

論した結果、「令和6年度ヤード環境対策検討会報告書」により、環境対策に係る規制を強化する必要性が示されたところである。不適正な処理が行われるヤードを規制することにより、これにつながる商流を断ち、公正な競争環境を整備するとともに、適正かつ競争力のあるリサイクルを実現する新たなサプライチェーンを構築することが必要である。我が国は、国際的な産業競争力や経済安全保障の強化のため、資源循環業から製造業への再生材の安定供給を図っていく必要があり、再生材の原料となる循環資源の大規模な収集を可能とする物流網の強化（ネットワーク形成）及び適正かつ競争力のあるリサイクルを行う再生材製造拠点の構築を通じて、再生材供給のサプライチェーンを強靱化していく必要がある。環境省では、令和6年度から、「資源循環ネットワーク形成・拠点構築に向けた調査事業」を通じて、主要な循環資源を対象に、課題やニーズの洗い出し・課題解決策の検討のケーススタディを実施しているところである。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）については、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）は令和8年3月にその処理事業の終了を迎え、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度 PCB 廃棄物」という。）は令和9年3月に処理期限が到来する。期限以降に廃棄される使用中のPCB含有製品や、新たに発見されるPCB廃棄物等についても、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）で求められている令和10年までの適正な管理を実現するため、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での検討内容を踏まえ、関係法令の役割を見直しつつ、PCB 廃棄物を確実に適正に処理するための仕組みへと見直す必要がある。

さらに、災害廃棄物については、平成27年の廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備を行い、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、毎年発生する災害時における災害廃棄物処理支援を実施してきた。平成27年の廃棄物処理法等の改正以降、令和6年能登半島地震をはじめとした特定非常災害に該当する大規模災害（地震、集中豪雨）が複数発生したこと、南海トラフ地震等の巨大災害への備えに対する関心が高まっていること等を踏まえ、「災害廃棄物対策推進検討会」において現行制度や最近の災害廃棄物対応に関する点検・検証等を実施したところであり、今後の大規模災害等に備えて災害廃棄物対策の更なる充実・強化を図っていく必要がある。

以上のような廃棄物処理制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、令和6年12月に中央環境審議会循環型社会部会に廃棄物処理制度小委員会を設置し、ヤード環境対策検討会、PCB 廃棄物適正処理に関する検討委員会、災害廃棄物対策推進検討会といった関係する検討会等における検討結果を踏まえ、必要な制度的措置について検討を進めてきた。

（中略）

V. 災害廃棄物への対応

1. 現行制度について

- 東日本大震災からの教訓や災害廃棄物処理における課題を踏まえ、平成 27 年の廃棄物処理法等の改正により、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充がなされた。
- 上記制度も活用しつつ、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨等における災害廃棄物処理対策を実施し、直近では令和 6 年能登半島地震における災害廃棄物処理対策を実施している。

2. 制度的措置の必要性

- し尿・生活ごみ対策、片付けごみ対策及び家屋解体・解体廃棄物対策等の「発災時の対応」、災害廃棄物処理計画・災害時協定の策定・改定や研修・訓練等の「平時の備えの対応」の双方が非常に重要であるものの、ともに自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、今後の災害に備え、災害の規模・種類や被災自治体の規模・体制に応じて、平時・発災時における全国各地の自治体への適時適切な支援を継続的かつ安定的に行う仕組み等の構築が必要不可欠。
- 平時の備えとして事前に策定すべき災害廃棄物処理計画について、策定済の都道府県は 100%であるが市町村は 86%に留まっており、また、計画策定済も含めた多くの市町村では、仮置場候補地の選定、水害の被害想定、民間団体との協定締結など、同計画に盛り込むべき重要事項の反映が不十分な状況にある。
- 災害時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、平成 27 年の廃棄物処理法改正で措置された災害時の特例措置の活用を更に進めていく必要がある。円滑・迅速な災害廃棄物処理のためには特例措置の拡充が必要との意見が自治体等からも示されている。
- 災害時には大量の廃棄物が発生し、市町村の廃棄物最終処分場だけでなく民間の廃棄物処分場も活用する必要があるが、民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあるため、民間最終処分場での災害廃棄物受入れを促進するための制度的な措置が必要であるとの懸念・要望が事業者団体から示されている。

3. 見直しの方向性

- ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能（機関）の規定整備
 - 全国の自治体において、災害時の廃棄物対応に関して自治体内で体制の確保を行う必要があるが、マンパワーやノウハウが不足する状況にあっても、災害廃棄物処理計画（受援計画を含む。）の策定・改定及び住民への周知、民間事業者等との災害時支援協定の締結やその見直し、研修・訓練の実施、災害廃棄物に関する技術的な研究・開発等を行う必要があり、全国横断的に平時の備えを支援することが必要である。また、発災時には多種多様な事業者・支援者に対して業務依頼・調整を行いつ

つ、災害廃棄物（安全性の観点から特別な管理が必要なもの（廃石綿等）や処理先の確保が困難なもの（灯油等）を含む。）の適正処理、被災した損壊家屋等についてその所有者に代わって市町村が行う公費解体に係る発注関係事務、進捗管理、施工監理、各種調整等を迅速・円滑に行う必要があるが、被災自治体が単独でこれらを行うことは非常に困難であり、災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて、被災自治体における様々な事務手続や各種調整等の支援を横断的に行う機能を、全国共通で安定的かつ継続的に確立・確保する必要がある。

- このため、これらの支援機能が備えるべき要件を整理し、当該支援を担わせることができる専門支援機能（機関）に関する規定を整備すべきである。

② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

- 市町村における、平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を確保することにより、災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、法定計画である一般廃棄物処理計画の規定事項へ、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加すべきである。その際、例えば、市町村地域防災計画に災害時の廃棄物処理に関する事項を記載する一体策定や、複数の自治体が共同して災害廃棄物処理計画を策定する共同策定など、地方分権改革における考え方を踏まえた柔軟な制度運用となるよう、国から自治体に周知・助言すべきである。
- 災害廃棄物処理計画の策定・改定、民間事業者・団体等との連携を促進し、平時の一般廃棄物処理とも連動させつつ発災時の災害廃棄物処理の実効性を高める必要があるため、市町村の災害廃棄物処理計画や自治体と民間事業者・団体等との災害支援協定を制度化する必要がある。市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体間及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、災害廃棄物処理計画に基づく災害支援協定の締結を、自治体の努力義務とすべきである。その際、災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて柔軟な対応が可能となるよう都道府県と連携した広域的な枠組みでの協定締結を可能とするなど、柔軟な制度運用となるよう国から自治体に周知・助言すべきである。
- 自治体や民間事業者団体からの要望等を踏まえ、適正処理の確保を前提としつつ、円滑・迅速な処理の観点から、災害廃棄物の特例措置等の拡充を図る必要がある。適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提に、当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例を措置すべきである。
- 廃棄物処理法第 15 条で規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（畳、瓦、石膏ボードの破碎施設等）で当該産業廃棄物の処理を行う事業者が、当該産業廃棄物と同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、手続きの簡素化を図るなど、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置を拡充すべきである。

- 国の基本方針、都道府県廃棄物処理計画の規定事項に、公費解体工事等に関することが含まれることを明示すべきである。

③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する民間の廃棄物最終処分場に対する都道府県知事による認定制度及び認定を受けた者に対する制度的な措置を創設するとともに、災害発生時に一定の基準を満たす場合において、都道府県又は市町村が、当該認定を受けた廃棄物最終処分場の設置者に対して、災害廃棄物の最終処分の受け入れを求めることができるようすべきである。

以上